四　各月において、その月の初日から末日までにおける次のイに掲げる価格から同一の時間帯における次のロに掲げる価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額

（沖縄電力株式会社に係るものについては、零）

イ　翌日市場における一般送配電事業者の供給区域ごとの売買取引における価格

ロ　［略］

五　翌日市場における一般送配電事業者の供給区域ごとの売買取引における価格と基準インバランス料金の差の動向その他の事情を勘案して経済産業大臣が一般送配電事業者ごとに定める額

２～４　［略］

５　前四項の規定にかかわらず、卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引の停止に係る基準に該当した一般送配電事業者の供給区域（以下この項及び次項において「停止基準該当区域」という。）における次の各号に掲げる時間帯のインバランス料金は、それぞれ当該各号に定める額としなければならない。ただし、停止基準該当区域が沖縄電力株式会社の供給区域であるときは、当該基準に該当したときから、当該供給区域における電力に係る取引が翌日市場において行われるものと仮定した場合に卸電力取引所の業務規程で定めるところにより当該翌日市場における売買取引が再開されることとなる日までの間、当該供給区域におけるインバランス料金は、第一項第一号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引における価格とする。

一　その時間帯に受渡しが行われる電力に係る翌日市場における売買取引が行われなかった時間帯　翌日市場における売買取引が停止された日の一週間前の日から当該売買取引が停止された日の前日までの間の翌日市場における当該時間帯と同一の時間帯の停止基準該当区域の売買取引における価格を平均した価格

二　売買取引が停止される前に翌日市場において行われた売買取引に係る電力の受渡しが災害その他やむを得ない理由により行われなかった時間帯（卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引の再開に係る基準に該当するまでの間に限る。）　停止基準該当区域の当該売買取引における価格

６　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（渇水準備引当金に関する省令の一部改正）

第十三条　渇水準備引当金に関する省令（平成二十八年経済産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（積立て又は取崩しの基準となる電気の量） **第二条**　改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第三十六条第一項の経済産業省令で定める量及び同条第二項の経済産業省令で定める量は、事業年度ごとに、	（積立て又は取崩しの基準となる電気の量） **第二条**　改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第三十六条第一項の経済産業省令で定める量及び同条第二項の経済産業省令で定める量は、事業年度ごとに、

四　各月において、その月の初日から末日までにおける次のイに掲げる価格から同一の時間帯における次のロに掲げる価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額

（沖縄電力株式会社に係るものについては、零）

イ　スポット市場における一般送配電事業者の供給区域ごとの売買取引における価格

ロ　［略］

五　スポット市場における一般送配電事業者の供給区域ごとの売買取引における価格と基準インバランス料金の差の動向その他の事情を勘案して経済産業大臣が一般送配電事業者ごとに定める額

２～４　［略］

５　前四項の規定にかかわらず、卸電力取引所の業務規程に規定するスポット取引の停止に係る基準に該当した一般送配電事業者の供給区域（以下この項及び次項において「停止基準該当区域」という。）における次の各号に掲げる時間帯のインバランス料金は、それぞれ当該各号に定める額としなければならない。ただし、停止基準該当区域が沖縄電力株式会社の供給区域であるときは、当該基準に該当したときから、当該供給区域における電力に係る取引がスポット市場において行われるものと仮定した場合に卸電力取引所の業務規程で定めるところにより当該スポット市場における売買取引が再開されることとなる日までの間、当該供給区域におけるインバランス料金は、第一項第一号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引における価格とする。

一　その時間帯に受渡しが行われる電力に係るスポット市場における売買取引が行われなかった時間帯　スポット市場における売買取引が停止された日の一週間前の日から当該売買取引が停止された日の前日までの間のスポット市場における当該時間帯と同一の時間帯の停止基準該当区域の売買取引における価格を平均した価格

二　売買取引が停止される前にスポット市場において行われた売買取引に係る電力の受渡しが災害その他やむを得ない理由により行われなかった時間帯（卸電力取引所の業務規程に規定するスポット取引の再開に係る基準に該当するまでの間に限る。）　停止基準該当区域の当該売買取引における価格

６　［略］